

# 自立支援医療（精神通院医療）について

香川県健康福祉部障害福祉課  
令和5年4月現在

精神疾患のために通院し医療を受ける時に、医療費の自己負担を軽減するものです。

この制度を利用すると、自己負担額は原則1割となりますが、本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて、毎月の限度額が決まります。

← 生活保護 →		← 一定所得以下 →		← 中間的な所得 →		← 一定所得以上 →
← 低所得1 →		← 低所得2 →	← 中間所得1 →		← 中間所得2 →	
0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 負担限度額)	
			重 度 か つ 継 続			
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 (※)20,000円	

※令和6年3月末までの経過的特例

対 象 者	精神疾患の通院治療を受けている方 (対象疾病については、主治医にご相談ください。)
申 請 者	本人またはその保護者（対象者が18歳未満の場合）
申 請 先	居住地の市役所・町役場の窓口（裏面をごらんください。)
申 請 方 法	<p><b>必要書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通院医療費のみを申請する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書</li> <li>②自立支援医療(精神通院医療)診断書(作成日から申請日までが3か月以内のもの)</li> <li>③所得を確認できる書類：市町村民税課税（非課税）所得証明書等 非課税の場合は本人等の収入が確認できる書類：年金証書等</li> <li>④医療保険証</li> <li>⑤本人の個人番号がわかるもの</li> </ol> </li> <li>●精神障害者保健福祉手帳と同時申請をする場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書（手帳用と医療用の2枚）</li> <li>②診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（初診日から作成日までに6か月を経過し、かつ作成日から申請日までが3か月以内のもの）</li> <li>③所得を確認できる書類</li> <li>④医療保険証</li> <li>⑤本人の個人番号がわかるもの</li> </ol> </li> </ul> <p>※③所得を確認できる書類については、詳しくは市町窓口にご相談ください。</p>
有 効 期 間	1年（手帳と同時申請の場合、手帳は2年間有効）
承認の決定	審査のうえ県が支給決定し、申請した市役所・町役場の窓口を経由して、申請者に受給者証と自己負担上限額管理票が交付されます。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受給者証の記載事項（住所、氏名、保険の種類、医療機関等）に変更がある場合や紛失した場合は、市役所・町役場の窓口で手続きしてください。</li> <li>●自己負担上限管理票は、毎月の自己負担額を確認するものですので、医療機関や薬局の窓口で提示して記載してもらってください。支払額が限度額を超えると、自己負担はなくなります。・申請書、診断書、変更届等の書類は、市役所・町役場の窓口や、精神科医療機関にあります。</li> <li>●更新申請の場合、平成22年度から、病状の変化や治療方針の変更がない場合は診断書の提出が2年に1度となっています。また、手帳と申請時期をあわせることにより、診断書の提出を医療・手帳あわせて2年に1通とする取り扱いができる場合があります。詳しくは市町窓口・主治医にご相談ください。</li> <li>●平成28年1月からマイナンバー法（番号法）により個人番号の利用開始に伴い、申請時に個人番号の記載が必要です。同一保険の加入者や受診者が18歳未満の場合は保護者の個人番号も必要です。また、申請・届出の際は本人確認が必要です。</li> </ul>

# ご利用の皆様へ

このパンフレットは、令和5年4月現在のものです。  
 詳細については、下記の窓口にお気軽にお問い合わせください。

## 市役所・町役場窓口

市町精神保健福祉担当		電話番号	市町精神保健福祉担当		電話番号	
高松市	障がい福祉課	087-839-2333	小豆郡	土庄町 健康福祉課	0879-62-7002	
	牟礼総合センター	087-845-2111		小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038
	山田総合センター	087-848-0165			池田窓口センター	0879-75-0555
	仏生山総合センター	087-889-4907	木田郡	三木町	福祉介護課	087-891-3304
	香川総合センター	087-879-3211				
	勝賀総合センター	087-882-7770				
	国分寺総合センター	087-874-1111	香川郡	直島町	住民福祉課	087-892-2223
	塩江支所	087-897-0131				
	庵治支所	087-871-3111				
	香南支所	087-879-3111	綾歌郡	宇多津町	保健福祉課	0877-49-8003
丸亀市	福祉課	0877-24-8805		綾川町	健康福祉課	087-876-1113
	綾歌市民総合センター	0877-86-5510			綾上支所住民係	087-878-2204
	飯山市民総合センター	0877-98-7953	琴平町	住民福祉課	0877-75-6723	
坂出市	ふくし課	0877-44-5007	仲多度郡	多度津町	健康福祉課	0877-33-1134
	けんこう課	0877-44-5006		まんのう町	福祉保険課	0877-73-0124
善通寺市	社会福祉課	0877-63-6339				
観音寺市	社会福祉課	0875-23-3963				
	大野原支所	0875-54-5700				
	豊浜支所	0875-52-1200				
	伊吹支所	0875-29-2111				
さぬき市	障害福祉課	0879-26-9903				
東かがわ市	福祉課	0879-26-1228				
三豊市	福祉課	0875-73-3015				
	山本支所	0875-63-1000				
	三野支所	0875-73-3111				
	豊中支所	0875-62-1000				
	詫間支所	0875-83-3111				
	仁尾支所	0875-82-5100				
	財田支所	0875-67-0100				

## 県関係窓口

名称	電話番号
香川県精神保健福祉センター	087-804-5567
香川県健康福祉部障害福祉課	087-832-3291